



水

の週間

水は限りある大切な資源です

水に対する理解を深めるために、毎年8月1日が「水の日」、8月1日から8月7日まで1週間が「水の週間」と定められています。みなさんもこの機会に水の大切さや身近にできる節水について考えてみましょう。

鏡石町の水道水

町の水道水は全て地下水によつてまかなわれています。水源となる井戸は町内12箇所あり、その深さは160m〜220mで、深井戸と呼ばれています。

水量、水質、水温が比較的安定した水資源となっておりますが、一定の時間に流れ込む水量は限られています。水に含まれる成分としては、特に鉄分が含まれているのが特



1日に1人が使う水の量

平成28年度の1年間、町内の各家庭や工場、会社などで1,305,694m³の水が使用されました。一日あたりすると、約3,577m³(小学校のプール約13杯分)の水が使用されたこととなります。

水道をたくさん使った記憶がないのに水道料金がいつもより高いと思ったら水漏れの疑いがあります。そんな時は、家にある水道メーターで水漏れしていないか確認してみま

漏水に注意しましょう

節水に心がけて!

私たちの生活になくはない水にも限りがあります。地下水の低下や湧水量の減少など、豊かな地下水の維持が危ぶまれる事態も考えられます。将来にわたって私たちが地下水の恩恵を受けていくためには、普段から水を大切に使うことが大切です。

鏡石スマートIC(インターチェンジ)をご利用ください

東北自動車道鏡石PA(パーキングエリア)における鏡石スマートICは、平成19年9月14日からの社会実験を経て、平成21年4月1日から本格運用が開始されました。

鏡石スマートICは、これまで260万台以上の利用があり、通勤通学やレジャーの利便性向上のほか、救急搬送の時間短縮や災害時における代替ルートとして、鏡石町にとって大きな役割を果たしています。

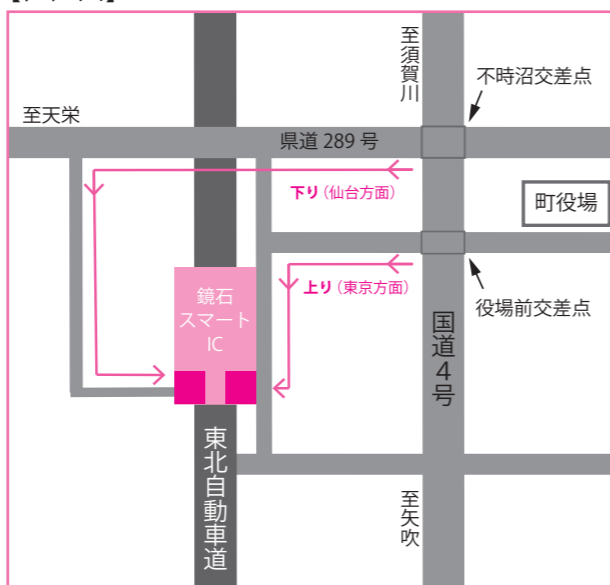
今後も、鏡石スマートICを積極的にご利用ください。

【利用時間等】

場所	東北縦貫自動車道 鏡石PA上下線
利用方向	全方向(東京方面・仙台方面の上下線両方の出入りが可能です)
利用時間	午前6時から午後10時(16時間)
対象車両	ETC車載器を搭載した車長6mまでの普通車・軽自動車等(二輪自動車を含む)

※町のホームページに、料金表のほか、お得な通勤割引などを掲載していますので、ぜひご覧ください。

【位置図】



上り: 国道4号線の役場前交差点を西へ↓丁字路を左折
↓道なりに進むと右手に入口
下り: 国道4号線の不時沼交差点を西(天栄方面)へ
↓「仙台方面」の看板を目印に左折↓道なりに進み入口

●問い合わせ先 都市建設課 ☎62-2116

上水道第5次拡張事業

町では、将来にわたり、安全で安心な水道水を安定的に供給するために、水源から給水装置に至るまで、水道施設全体を細やかに管理・運営しております。

【水源の確保】

水源及び水道水の品質については、定期的に水質検査を行い、安全性を確認しています。

水源(地下水)の水量も長年の使用により取水量が減少していることから、安定した水量を確保するため、浚渫工事(水底をさらって土砂を取り除く)を行い、水道を安心して快適に利用していただく



改修された成田浄水場

【施設の耐震化】

日々老朽化した水道施設の更新・拡張事業を行っておりますが、成田浄水場の老朽施設の更新工事として、機械電気設備等の施設整備を行いました。今後も新たな鏡石浄水場施設の整備や管路更新を進めていきます。

確認の仕方

まず、家にある水道・蛇口などを、全てしっかりと閉めてください。次に水道メーターの「パイロット」が回転しているかを1分間程ご確認ください。パイロットがわずかでも動いていたら漏水の可能性があり、町指定給水工事業業者にご相談ください。



▼問い合わせ先

上下水道課
☎62-2348・2119

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第10回特別弔慰金)の請求について

この特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対して国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の死亡当時の遺族のうち、恩給法による公務扶助料や遺族年金等の受給権のある方がいない場合に、支給順位により遺族お一人に支給されます。請求期限が平成30年4月2日までと近づいております。まだ請求されていない遺族の方は忘れずに請求してください。

●請求対象遺族

- ・平成27年4月1日(基準日)現在ご健在であること。
- ・その遺族が戦没者等死亡日以前に産まれていること。(子については戦没者等死亡当時の胎児も含む。)
- ・恩給法による公務扶助料や、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等の受給権のある方がいないこと。

●支給順位

- ① 弔慰金の受給権者
- ② 戦没者等の子
- ③ 父母
- ④ 孫
- ⑤ 祖父母
- ⑥ 兄弟姉妹

- ③〜⑥については戦没者等死亡当時、戦没者等と生計関係有していること。基準日において遺族以外の方の養子になっていないこと。基準日において遺族以外の方と氏を改める婚姻をしていないこと又は遺族以外の方と事実上婚姻関係にないこと。
- ⑦ ③以外の父母
- ⑧ ④以外の孫
- ⑨ ⑤以外の祖父母
- ⑩ ⑥以外の兄弟姉妹
- ⑪ 戦没者等の葬祭を行った三親等内親族
- ⑫ ⑪以外の三親等内親族

●支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

●請求期限

平成30年4月2日まで

▼請求・問い合わせ先

福祉こども課 ☎62-2210

